

◆◆◆ 松山構想区域 ◆◆◆

- ・松山構想区域では、人口減少及び少子高齢化が進む中、区域内の医療資源を有効に活用して、効率的で質の高い医療を提供することにより、住民の生命と健康を守り、持続可能な地域社会の基盤を支えます。
- ・構想区域における将来の必要病床数の推計や病床機能報告データ等を参考に、不足する医療機能を拡充とともに、都市部とへき地の医療連携及び医療資源等の維持確保を図ります。また、構想区域内はもとより、必要に応じ県下全域の医療ニーズに対応できる体制づくりにも努め、「治す医療」や「支える医療」、切れ目のない在宅医療・介護サービスを適切に受けができる仕組みを実現します。

2014年7月1日現在（病床機能報告制度）		2025年必要病床数	
高度急性期	2,136床	高度急性期	781床
急性期	2,859床	急性期	1,995床
回復期	895床	回復期	2,067床
慢性期	3,034床	慢性期	1,836床
〔病棟ごとに主たる機能を医療機関が自主的に報告したもの〕		在宅等	11,986人／日

※2025年における医療需要を基にした必要病床数と毎年度実施される病床機能報告制度の結果を比較することにより、各地域で不足すると見込まれる機能を補いながら、各地域の実情に即した医療提供体制を整備します。

施策の方向

県は、地域医療関係者間の情報共有や自主的な取組みの協議を促進し、地域医療構想の実現に向けた連携を確保するため、調整会議を開催するほか、意見交換等の場を設けることを検討します。

各医療機関、関係団体、県及び市町は、連携してそれぞれの役割に応じて下記の施策に取り組み、または支援することとします。

I 病床の機能の分化及び連携の推進

- ・医療機関は、患者の意向を尊重しつつ、医療提供の実態に応じて病床の機能の分化や転換等を進め、特に回復期機能の拡充を図るため、必要な施設・設備の整備充実とマンパワーの確保に取り組みます。
- ・県下全域を視野に入れた救急医療体制の強化を図るため、高度急性期の機能の充実に努めます。
- ・医療機関、市町等は、山間地等医療資源の少ない地域においても適切な医療サービスが提供できるよう、各医療機関の医療機能の分担と搬送機能を含めた広域のネットワーク化を進めます。
- ・医療関係者は、患者情報共有による医療機関相互の連携を強化するため、ICTを活用した地域医療ネットワークの基盤整備に取り組みます。
- ・在宅歯科医療連携室を活用するなどして医科歯科連携を強化し、入院患者の口腔健康管理及び周術期の口腔機能管理を適切に行う体制づくりに努めます。

II 在宅医療の充実

- ・医療機関・福祉関係施設等は、慢性期の患者の受け皿となる介護施設等を活用して、在宅医療を推進します。
- ・医療機関の連携を促進するため、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等の連携担当職員の配置を進めるとともに、地域の中心的役割を担うリーダーやコーディネーターとなる人材を養成するほか、退院支援、在宅復帰支援のための多職種連携等の支援に努めます。
- ・医療関係団体、医療機関、薬局、訪問看護事業所等の在宅医療関係者は、在宅医療を円滑かつ十分に行うため、必要な人材の確保・育成、ICTの導入、機器・設備等の整備に努めます。
- ・医療関係団体は、在宅医療支援センターを核として、在宅医の支援、関連施設・多職種との連携、住民に対する相談を行うことにより、在宅医療の支援機能の充実・強化を図ります。
- ・医療機関等は、回復期から慢性期（在宅医療）へのスムーズな退院支援や容態急変時の往診・入院等後方支援の充実を図るために、在宅医療介護連携担当員の配置や患者搬送体制、必要な施設設備等の整備に努めます。
- ・在宅医療関係者は、介護従事者を対象にした救命講習を実施するなど、在宅医療に必要な知識とスキルの向上を図ります。
- ・在宅医療関係者は、多職種の研修や介護施設等と合同開催の研修を実施するなど、看取りに対応できる医師、看護師、介護関係者の養成に努めます。

- ・在宅歯科医療連携室は、歯科診療応需体制の充実及び医療機関と介護施設等の連携強化を図るほか、在宅歯科医療機器の適切な管理や在宅歯科医療に関する相談及び広報・啓発に取り組むなど、居宅における療養患者の口腔健康管理の充実を図ります。
- ・県や市町、関係団体は、在宅医療の普及を図るため、地域住民に対し在宅医療の仕組みや資源の状況、各種制度の周知を図るとともに、相談体制の整備に努めます。
- ・県、市町、医療・介護関係団体等は、地域包括ケアに関する連絡会議等を通じて連携を密にするとともに、現場のニーズを踏まえた実務研修等を実施するなど、在宅医療・介護連携のための多職種協働体制の強化に努めます。

III 医療従事者の確保・養成

- ・医師会等関係団体は、地域のニーズに的確に対応できる質の高い医療従事者の確保・養成を図るため、看護師や歯科衛生士などの養成施設の整備・充実に努めます。
- ・県や医師会等関係団体、医療機関は、医育機関や看護師養成機関等と連携して、卒前卒後の実務的な教育研修体制の充実を図り、医療従事者の確保に努めます。
- ・県や医師会等関係団体、医療機関は、専門的な高度医療から在宅医療まで、さまざま医療を担う医療従事者の人材確保に取り組むほか、各種セミナーや実務研修等を通じて資質の向上を図ります。
- ・今後、拡充を図るべき回復期と在宅医療を担う医師や歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士等に対し、継続的な教育研修等による人材育成、支援に取り組みます。
- ・県、市町、医療機関等は、山間地等においても適切な医療を確保するため、総合診療医の育成・支援体制を整備し、定着を図ります。
- ・医療従事者を確保するため、院内保育所の整備や勤務環境の整備を図るとともに、就労相談や再教育研修等を通じて再就業と地域への定着を促進します。
- ・県、市町、医療機関等は、救急医療を円滑に運営するため、小児科や精神科などを含め、必要な人材の確保に取り組むほか、住民に対する適正受診の広報啓発等により救急医療機関の医師等の負担の軽減に努めます。
- ・医療機関等は、医療従事者の勤務環境を整え相談支援体制を整備することにより、地域への定着と離職防止に努めます。
- ・県や市町、関係団体は、病床機能のバランスを維持するとともに医療機関や医療従事者の負担を軽減するため、地域住民に対し適正受診について普及啓発を進めるとともに、各種健診の受診勧奨や病気予防に関する情報提供を行い、病気にならない生活習慣づくりや健康増進意識の醸成を促します。
- ・歯科診療者の派遣や歯科医療従事者に対する研修会を開催するなど、人材育成や確保に努めます。